

平成 31 年 2 月 4 日

関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① ～③ (略)

④ 株式会社タネノチカラ (兵庫県淡路市)

設置場所：兵庫県淡路市内【平成 31 年度より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

① 大阪大学医学部附属病院 (大阪府吹田市)【平成 29 年 12 月より実施】

② 京都大学医学部附属病院 (京都市左京区)【直ちに実施】